

家事援助限定型訪問サービスに従事する
介護予防・生活支援員養成研修業務委託仕様書

1. 委託業務名

家事援助限定型訪問サービスに従事する介護予防・生活支援員養成研修業務

2. 業務の目的

介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定された第1号訪問事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）」第2の4（1）に規定する、「主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（以下「家事援助限定型訪問サービス」という。）」を提供する介護予防・生活支援員の養成を目的として本研修を実施する。

3. 業務の期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日

4. 業務の内容

(1) 介護予防・生活支援員養成研修の実施

実施回数 3回

実施時期 西宮市が示す候補日の中から協議して決定することとする。

実施場所 西宮市内各地で本市が確保する施設

募集人員 50名程度/回

受講要件 西宮市が指定する家事援助限定型訪問サービスの事業所に従事することを希望する者

受講料 無料

研修内容 <別表1>「養成研修課程カリキュラム及び講師要件表」のとおりとする。

研修教材 研修内容を網羅し、研修課程を適切に実施する上で適当なものを事前に市と協議した上で使用するものとする。

留意事項

- ・障害のある受講者に合理的な配慮を行うこと。
- ・研修当日の開催2時間前において西宮市に気象警報（波浪警報及び高潮警報を除く。）が発令されている場合又は研修当日に西宮市に震度5弱以上の地震が発生した場合、当該日の研修を中止し、市と協議した上で別日程にて研修を開催するものとする。
- ・研修を中止する場合は受講予定者に個別連絡すること。
- ・未受講科目が残った者については、次回研修開催時に受講案内をすること
- ・本事業が委託によるものであることを対外的にわかるようにすること

(2) 介護予防・生活支援員養成研修実施に伴う関連業務

本委託業務に含まれる介護予防・生活支援員養成研修実施に伴う主な関連業務及び本市と受託者の主な役割分担は次のとおりとする。

主な業務	具体的な業務内容	主な担当
研修の企画	研修の方針と内容の決定	西宮市
	研修実施会場の確保	西宮市
	研修講師の選定と打ち合わせ	受託者
	研修使用物品の確保	受託者
	研修見直し、年間スケジュールの作成	受託者
受講者募集	受講者の募集要項、申込書等の作成	受託者
	受講者募集チラシ・ポスターの原稿作成	受託者
	受講者募集チラシ・ポスターの印刷	西宮市
	受講者募集の広報	受託者
	市広報誌、市ホームページ等による広報	西宮市
受講申込受付	申込受付、本人確認、受講要件の確認、問い合わせ対応、受講案内、重要事項説明、申込者名簿等の作成	受託者
資料の準備	テキスト、レポート用紙、アンケート等の作成・必要部数印刷	受託者
就職支援準備	PR等参加事業所募集・参加決定	西宮市
	PR等参加事業所への参加決定連絡	受託者
	公共職業安定所への職員派遣依頼	西宮市
研修の実施	会場設営等の準備、受講者受付	受託者
	進行、講義、質疑応答	受託者
	受講者と受講科目の管理、受講者出席状況確認表の作成	受託者
	未受講科目のある受講者への対応	受託者
	研修アンケートの実施、とりまとめ	受託者
就職支援の実施	就職講話、研修当日の進行等	受託者
修了証の交付	修了者名簿の作成	受託者
	修了証の作成（公印の押印のみ西宮市）	受託者
	修了証の交付	受託者
就職状況調査	研修終了1～2ヶ月後に就職状況調査の実施、とりまとめ	受託者
実施報告	事業実施報告書（期別及び年間）の作成	受託者
	その他必要時の報告	受託者

5. 業務スケジュール（予定）

研修開催前	研修の企画
研修開催1～2月前	受講者募集、受講申込受付、資料の準備 必要に応じて未受講科目のある受講者への対応、就職支援の準備
研修開催日	研修の実施及び就職支援の実施、修了証の交付
研修開催1か月後	実施報告書の提出
研修開催1～2か月後	就職状況調査の実施
研修開催3か月後	就職状況調査の結果報告書の提出 ※上記業務スケジュールを研修開催の都度行うものとする
委託業務完了後	事業実施報告書納品

6. その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 研修の準備及び実施の過程において、西宮市又は受託者が必要と認める場合は適時協議を行う。
- (3) この契約に疑義が生じた場合は、速やかに双方が協議する。
- (4) この業務の委託料は、業務終了後受託者からの請求により支払う。

<別表1>「養成研修課程カリキュラム及び講師要件表」

科目名	時間数	目的	科目番号	内容	学習目標	講師の要件
職務の理解	1時間	高齢者等の尊厳を保持し、権利を擁護するとともに、高齢者等やその家族と適切なコミュニケーションをとり、信頼関係を構築することができる。	1-①	仕事の内容、現場の具体的なイメージ	総合事業における訪問型サービスの位置づけ、目的及び提供可能なサービス内容を理解する。また、多様なサービスやインフォーマルサポートについて理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等 ・介護保険施設等の施設長又は管理者
			1-②	介護予防ケアマネジメントから支援の提供までに至る流れ	ケアマネジメントの意義、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れを理解する。	
			1-③	求められる職業倫理	介護の専門性と職業倫理について理解し、様々な職種との連携の重要性を理解する。	
			1-④	事故の防止と発生時の対応、感染対策、健康管理	サービスを安全に提供するため、事故防止や緊急時やトラブルへの対応、感染症予防、介護職の心身の健康管理について理解する。	
制度理解	1時間		2-①	介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業その他の地域支援事業	介護保険制度及び総合事業の理念、体系、利用の流れ、サービス内容等を理解し、必要に応じて利用者・家族に説明ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・介護支援専門員 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等 ・介護保険施設等の施設長又は管理者
			2-②	障害者福祉、生活困窮者支援などの関連制度	高齢障害者や生活困窮者への対応についての理解を深めるため、関連制度を理解する。	

科目名	時間数	目的	科目番号	内容	学習目標	講師の要件
高齢者等の尊厳の保持	2時間		3-①	高齢者等の尊厳の保持についての基本的な理解	利用者の人権や尊厳を尊重し、利用者の立場に立った支援の基本姿勢を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・介護支援専門員 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等
			3-②	個人情報やプライバシーの保護	高齢者等やその家族の個人情報やプライバシーの保護等情報の取扱いについて正しく理解する。	
			3-③	虐待や身体拘束の禁止	虐待の定義、身体拘束の禁止などの基本的な内容に加え、サービス利用者の尊厳やプライバシーを傷つけない生活支援のあり方を理解する。	
			3-④	成年後見制度など	権利擁護や成年後見の制度の目的、内容等について正しく理解する。	
本人や家族とのコミュニケーション	3時間		4-①	本人の思いを傾聴し、共感するコミュニケーション	コミュニケーションの意義、目的、役割を理解し、コミュニケーションの基礎知識を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・介護支援専門員 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等
			4-②	聴力障害や失語症、認知症などに応じたコミュニケーション	言語、視覚、聴覚障害者等利用者に応じたコミュニケーションが実践できるよう、コミュニケーションの留意点を学ぶ。	
			4-③	家族とのコミュニケーション	家族の心理や葛藤の存在を理解した上での適切なコミュニケーション方法と訪問時等の接遇マナーを身につける。	
自立支援の理論と実践	2時間	単に掃除、調理、買い物などの支援を行うだけではなく、高齢者等の有する能力を活かし、その意欲に働きかけながら、高齢者等が自立した日常生活を続けられるような支援を行える。	5-①	基本的な考え方(ADL改善とQOL向上、リハビリテーション前置など)	生活支援を通じて、高齢者等の能力を活かし、できる限り自立した生活を続けられるよう自立支援の考え方を十分に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等
			5-②	自立支援に資する具体的な生活支援技術	介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を理解し、利用者の生活状況にあった適切な支援方法を理解する。	

科目名	時間数	目的	科目番号	内容	学習目標	講師の要件
老化や疾病についての理解と介護予防	2時間	認知症の予防や早期発見、社会参加と閉じこもりの予防、運動機能の向上、栄養状態の改善、口腔ケアなど、高齢者等の介護予防に関する基本的な理解がある。	6-①	要支援高齢者の状態像、老化による心身の変化、高齢者に多い疾病	老化に伴う身体的・心理的な変化と日常生活上の影響及び高齢者に多い疾病についての基本的な知識を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・医師免許を有するもの ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等
			6-②	障害とICFの基礎知識(個人因子と環境因子など)	障害の概念とICFなど障害者福祉の基本的考え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・医師免許を有するもの ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等
			6-③	認知症の基礎知識、予防と早期発見	認知症による生活障害及び行動障害等を理解し、認知症の人に対する関わり方の基本を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・保健師 ・看護師又は准看護師
			6-④	社会参加と閉じこもり予防、運動機能訓練、栄養改善、口腔ケアなどの意義	介護予防・フレイル予防に資する社会参加、運動、栄養のバランスの取れた取組の必要性を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師免許を有するもの ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等
チームケア	1時間	地域住民、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターなどの介護予防・生活支援の担い手と良好な関係を築き、適切に連携することができる。	7-①	チームケアの意義、住民主体と多職種連携	介護や医療の専門職によるサービスの提供だけではなく、「(セルフケアを含む)住民主体の取組」と「多職種連携」の重要性を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・介護支援専門員 ・当該科目を担当する福祉系大学等の教授等
			7-②	サービス担当者会議、地域ケア会議、生活支援協議会	多職種連携による地域ケア会議等の機能、生活支援体制の整備、地域づくりを支援する生活支援協議体の役割と取組について理解する。	
			7-③	情報共有の方法(記録や報告の方法など)	記録による情報の共有化の方法、報告の留意点などチームのコミュニケーション技法を理解する。	

- ※1 講師は、担当する科目に関して、十分な知識や経験を有した適切な者を適当数確保すること。
- ※2 実務経験が概ね3年以上有する者とする。
- ※3 「当該科目を担当する福祉系大学等の教授等」とは、以下の学校や施設等において、当該科目に 相当する科目を教授する者とする。
 - (ア) 福祉・介護・看護系の大学、大学院、短期大学
 - (イ) 介護福祉士養成施設
 - (ウ) 職業能力開発促進法における公共職業能力開発施設
 - (エ) 保健師助産師看護師学校養成所
 - (オ) 福祉系高等学校なお、福祉系高等学校の教諭については、以下の条件を満たす者とする。
 - ①福祉科の教員免許を有している。
 - ②福祉学科、福祉コース、福祉類型、福祉系列において、1年以上福祉科を担当している。
- ※4 「介護支援専門員」については、介護支援専門員証の有効期間内の者に限る。